

2 窪小学校いじめ防止基本方針

R 8 年度

(1) いじめ防止に向けての基本姿勢

① 基本姿勢

いじめ防止対策推進法（平成 25 年 6 月 28 日公布、同年 9 月 28 日施行）を受け、同法で示すところの「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 29 年 3 月 14 日最終改定）に沿って、本校のいじめ対策の取組を見直し、教育活動への位置付け、体制づくりを行う。

そして、「いじめは絶対に許されない行為である。」「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうるものである。」という認識を全教職員が共有し、いじめのない学校を目指して、防止のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

② 目的

いじめの未然防止と早期発見、早期対応に当たる。

③ いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第 2 条第 1 項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

④ いじめ解消認定の定義

いじめの「解消」とは、行為が 3 か月継続して止んでおり、かつ被害児童・保護者の面談で心身の苦痛を感じていないと認められる場合である。

※ 単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

※ いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害・加害児童を日常的に注意深く観察する必要がある。

(2) いじめの防止等に関する具体的方策

① 未然防止

■具体的な対応策

ア 道徳教育では、いのちの教育や人権教育を推進し、互いのよさや違いを認め、他を思いやる心を育てる。また、児童自身が自分の感情に気づき、適切に表現する経験を充実させる。

イ 特別の教科道徳の授業では、いじめに関する資料を取り扱い、いじめをしない、させない風土を醸成する。

ウ 日頃の授業や体験活動を通して児童の自己存在感や共感的人間関係を育むようにする。さらに対話的な活動を充実させることでコミュニケーション能力や人間関係能力等の社会的スキルを高めることや、SOS の出し方を指導すること等を重視し、予防的な生徒指導を進める。

エ 担任がいじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させる。

オ ネットいじめを予防するため、情報モラル教育を計画的に進める。また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解できるよう指導する。

② 早期発見のための措置

■具体的な対応策

ア 全教職員が協力して、児童を複数の視点で見守り、「心」のサインや小さな変化を見逃さないようにする。また、普段の授業や休み時間、縦割り清掃等の様子から、教職員間で情報の共有に努め、迅速な報告・連絡・相談に努める。

イ 気軽に相談できる雰囲気づくりに努め、相談体制の充実を図る。またその際は表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にある感情を汲み取るようにする。

ウ 月に一度の生活振り返りアンケート、学期に一度のいじめアンケートと全校一斉の教育相談を行うことで、いじめの早期発見、早期対応に努める。また、WEBQU の結果とも照らし合わせ、いじめ被害、加害や学校生活への不適応の芽を見逃さないようにする。

③ 早期対応

家庭や関係機関との連携を図り、いじめにつながる出来事を見逃さないネットワークをつく

る。いじめが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童の安全を確保し、関係者に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、その際も事案に応じ、家庭や教育委員会、関係機関と連携する。

■具体的な対応策

- ア いじめが発見された場合は、関係教職員等による「いじめ防止対策委員会」を編成し、教職員の緊密な情報交換や共通理解、指導方針を明確化して、対応する。また、「いじめサポート会議」を通して、全教職員が情報を共有し、サポート体制を充実させる。
- イ 聞き取り調査等による詳細な事実確認と正確な状況把握を、正確かつ迅速に行う。
- ウ いじめを受けた児童に対しては、本人の痛みに寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。また、いじめを行う児童に対しては、毅然とした対応を行と同時に、行為の背景にある問題への理解に努める。
- エ 教育委員会へ報告する。必要に応じ教育総合センター、児童相談所、警察署等への協力要請、SCやSSWの派遣要請を行う。
- オ 保護者に対し、明らかになった事実と経過、今後の予定等を具体的に報告し、理解と協力を求める。
- カ いじめの原因や背景を把握し、その情報を全教職員で共有し、いじめの再発を防止する。また、いじめが解決したと思われる場合でも、少なくとも3か月は見守りおよび聞き取りを続け、必要な指導を行う。
- キ ネットいじめについては、サイト管理者への削除要請を行うとともに、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときには、教育委員会や警察と連携して対応する。

(3) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

■「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家、その他の関係者により構成される「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。

<構成>

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・学年主任・担任・SC・SSW・警察（いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるとき）

<役割>

いじめに該当する事案が生じた場合、構成メンバーで協議し、基本的な方向性や具体的な取組を決定し実行していく。

- ・いじめ防止基本方針に沿った取組を実施し、進捗状況の確認をする。
- ・関係機関への協力要請やSC・SSWの派遣申請をする。
- ・いじめについての校内研修会を実施する。

■「いじめ防止サポート会議」

- ・定期的な開催に加え、必要に応じて臨時的に開催し、問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報を共有し、全教職員で児童の見守りや支援に努める。

(4) 家庭や地域との連携

児童の健やかな成長を促すため、育友会や地域、学校が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域、家庭と連携した対策を推進する。

■具体的な取組

- ア 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。
- イ 家庭訪問や学校だより、生徒指導だより、電話連絡や連絡帳でのやりとり等や学校ホームページおよび一斉メールでの情報発信を通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。
- ウ いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、協力してその解決に当たる。
- エ 育友会や学校運営協議会等、地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。（育友会総会、学級懇談会、学校運営協議会等）
- オ スマートフォン、通信が可能なゲーム機、デジタルカメラ等の情報機器を使ったネットいじめ、SNS利用で発生するトラブルについて、現状把握や事例の紹介、それらを防止するための講演会の開催等、ネットの危険性について理解を深める啓発活動を行う。

(5) 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組	家庭・地域等との連携
4	・第1回いじめ防止対策委員会 ・生活目標の設定 ・生活振り返りアンケート実施	・学習参観 ・「窪っ子の生活」発行 ・生徒指導だより(ごんごん祭りについて)発行 ・地区巡回
5	・いじめ防止サポート会議 ・生活振り返りアンケート実施	・地区巡回 ・運動会
6	・いじめ調査(児童、保護者向けアンケート)の実施 ・WEBQ U調査 ・いじめ防止サポート会議	
7	・第2回いじめ防止対策委員会 ・教育相談(全員面接)の実施 ・いじめ防止サポート会議	・生徒指導だより(祇園祭について)発行 ・保護者会 ・夏休みのしおり発行
8	・いじめについての校内研修会	
9	・いじめ防止サポート会議 ・生活振り返りアンケート実施	
10	・生活振り返りアンケート実施 ・いじめ防止サポート会議 ・WEBQ U調査	・学習発表会
11	・いじめ調査(児童、保護者向けアンケート)の実施 ・いじめ防止サポート会議	・学習参観
12	・第3回いじめ防止対策委員会 ・教育相談(全員面接)の実施 ・いじめ防止サポート会議 ・人権週間	・保護者会 ・冬休みのしおり発行
1	・挨拶週間 ・生活振り返りアンケート実施 ・いじめ防止サポート会議	・学習参観
2	・いじめ調査(児童、保護者向けアンケート)の実施 ・教育相談(全員面接)の実施 ・いじめ防止サポート会議	
3	・第4回いじめ防止対策委員会 ・生活振り返りアンケート実施 ・いじめ防止サポート会議	・春休みのしおり発行

(6) 評価

評価の観点	中間評価	年度末評価	成果と課題
・いじめの未然防止及び早期発見、早期対応に生活振り返りアンケート等を生かすことができたか。	A B C D	A B C D	
・全教職員が協力し児童の見守りや支援に努めながら、児童が安心安全に学校生活を送ることができる指導に生かすことができたか。	A B C D	A B C D	